

事務事業評価表(既存事業)

コード 6-6-6	事務事業名 機能訓練事業	所管部課 保健福祉部健康推進課					
事務事業の概要	事務事業の目的 疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身の機能の維持回復に必要な訓練を行なうことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を必要とする状態となることを予防する。	総合計画上の位置づけ (政策)笑顔で暮らすまちづくり (施策)健康づくりの推進(笑2-1) (主要施策)成人保健事業の実施					
	実施内容、実施方法 実施内容:40歳以上の市民 A型-麻痺や拘縮等の機能障害及び食事や衣服の着脱等の社会障害の回復又は予防に重点を置いた訓練 B型-心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立等の社会的障害の回復又は予防に重点を置いた訓練 (訓練期間)A型-週2回、6か月間 B型-週1回、1年間	根拠法令等 老人保健法					
	事業開始時期 合併前から	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他()					
評価指標の設定	活動指標名 訓練延日数	活動指標の考え方(定義) 機能訓練を行った延べ日数					
	成果指標名 利用実人数	成果指標の考え方(定義) 機能訓練を利用している人数					
事務事業データ		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	
	事業費(A)		18,706	19,323	16,655	20,782	
	国庫支出金		905	1,829	1,820	3,052	
	都支出金	千円	905	1,829	8,800	8,346	
	地方債						
	その他						
	一般財源		16,896	15,665	6,035	9,384	
	所要人員(B)	人	0.70	0.70	0.70	0.70	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	5,772	5,791	5,830	5,830	
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	24,478	25,114	22,485	26,612	
	単位当たりコスト (E)=(D)/(訓練日数)	千円	72	67	59		
	歳入	千円					
	活動指標	目標値 実績値	日 日	 339	 373	538 381	540
	活動指標	目標値 実績値		 	 		
成果指標	目標値 実績値	人 人	 53	 54	69 67	72	
成果指標	目標値 実績値		 	 			
事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	他制度(介護保険法、身体障害者福祉法、老人福祉法による機能訓練事業)との調整が必要との意見がある。					
	国・都・他市・民間等における類似事業	東京都26市の現状は、平成12年に介護保険法ができたことにより、老人保健法の機能訓練を介護保険事業に移行した市が9市、老人保健法として実施している市が19市となっている。類似事業としては介護保険法によるリハビリ、高齢福祉の閉じこもり防止機能訓練、いきがいデイサービス等がある。					
	運営上の制約条件・外部要因等						

コード 6-6-6	事務事業名 機能訓練事業	所管部課 保健福祉部健康推進課
--------------	-----------------	--------------------

事業所管部評価	項目	評価結果	判断理由、説明等
	実績	<input type="checkbox"/> 極めて良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 極めて不十分	6か月のA型機能訓練修了者24人の評価判定では、改善又は維持されている方が20人で83%（改善16人66%、維持4人17%）、B型機能訓練修了者7人の評価判定では改善又は維持が100%（改善6人86%、維持1人14%）と本事業の効果は高い。
	必要性	<input type="checkbox"/> 増大 <input type="checkbox"/> 変化なし <input checked="" type="checkbox"/> 減少、一部なし <input type="checkbox"/> かなり減少	平成17年6月に介護保険法が改正され、18年から介護予防を重視した事業が創設されることになる。それにより老人保健法の機能訓練も65歳以上については介護保険法に移行することになる。しかし、40歳から64歳までの機能訓練事業は引き続き老人保健法による事業となるため、今後も継続して実施していく必要がある。
	効率性	<input type="checkbox"/> 大きく改善 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	適正な職員数を配置することで実施している。しかし、18年度から65歳以上の対象者が介護保険法による新予防給付・地域支援事業に移行することになるので、本事業の利用者数は減少することになる。今後は委託も視野に入れながら検討する必要がある。
	公平性	<input type="checkbox"/> より充実 <input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	関連事業として介護保険法によるデイサービス・デイケア・訪問リハがあるが、リハビリテーションを必要とする方の受入れ体制が十分とはいえず、本事業において受けざるをえない状況がある。また、介護保険によりサービスを受けている方は一部有料であるのに対して、本事業は無料で利用できる（老人保健法では無料となっている。）など、公平性には問題がある。
	総合評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本の見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	平成17年6月に介護保険法が改正され、それに伴い老人保健法の見直しが行なわれ、機能訓練事業の対象者のうち65歳以上が介護保険法の新予防給付、地域支援事業に移行され制度が大幅に変わることとなる。現行老人保健法による機能訓練利用者の年齢構成割合は65歳以上が84%、65歳未満が16%となっており、今後は65歳未満の機能訓練事業をどうするか検討していくことになる。例えば、地域の中で本事業を受けてくれるかの調査を行なうなどして、利用者が身近な地域でリハビリが受けられる体制が整えば、直営を廃止して委託に切り替える等の検討を行なう必要がある。

17年度における改善点	18年度の制度改正に向けて早急な検討を行なう。
-------------	-------------------------

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本の見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
--------	--

評価の視点

実績：十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など

必要性：国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施しているか。廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。など

効率性：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など

公平性：サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など

総合評価：各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方・方向性。

拡充：ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。

継続実施：現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。

改善・見直し：現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。

抜本の見直し：事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。

廃止・休止：事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。